

第6号議案 令和6年度長崎市一般会計予算

目 次

(予算科目)

【6款 農林水産業費 1項 農業費 1目 農業委員会費】

(事業名)

(予算説明書)

農業委員・推進委員活動費 P 2～4

P206～207

農 業 委 員 会

令 和 6 年 2 月

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
206～207	6 農林水産 水産業費	1 農業費	1 農業委員 委員会費	2-1	農業委員・推進委員活動費	33,909 千円

1 事業概要

農業委員会では、農地法に基づく農地転用や権利移動等の許可事務のほか、農地の利用状況調査により判明した遊休農地の所有者に対し利用意向調査を行い、今後の意向を把握するとともに、すでに山林化した農地の非農地判断を行い、守るべき農地の明確化や実態に即した農地台帳の整備に努めている。

また、主たる使命である「農地等の利用の最適化の推進」のため、議会の同意を得て市長から任命された農業委員19名(会長1名含む)と、農業委員会から委嘱された農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)24名が、地域の農業者からの相談対応や集落の話し合いにおける中心的な役割を担うほか、農地中間管理機構等の関係機関と密接に連携しながら、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進のための活動を積極的に行っている。

令和5年度に引き続き、令和6年度末までに長崎市が策定する、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するための「地域計画」の対象となる農地の所有者等に対し、今後の経営意向や後継者の有無などを把握するための調査を実施し、その調査結果を見える化した「目標地図の素案」の作成に取り組む。

2 事業内容

(1) 委員報酬 (委員の主な活動は、資料4ページに掲載) 【27,921千円】

ア 月額報酬 (21,921千円)

(ア) 内訳

会長	752,400円	(62,700円/月×12月×1人)
農業委員	10,281,600円	(47,600円/月×12月×18人)
推進委員	10,886,400円	(37,800円/月×12月×24人)

イ 年額報酬 (6,000千円)

農地利用の最適化の推進に係る委員の活動日数及び成果実績に応じて、国から交付される額

(2) 農地の利用状況調査、利用意向調査及び非農地判断（報酬、通信運搬費ほか）【1, 108千円】

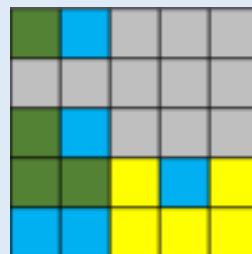
- ア 農地法第30条に基づく利用状況調査を実施し、当該調査の結果、遊休農地と判断された農地の所有者等に対して農業上の利用意向についての調査(農地法第32条)を実施し、農地中間管理事業の活用を促し、担い手等への農地集約と利用促進を図る。
- イ 利用状況調査の結果、農地の現況が一体的に山林化して農地への再生が困難な場合は、農業委員会総会での審議を経て、非農地判断業務を実施する。

(3) 農地等利用の最適化の推進活動（通信運搬費、報酬ほか）【1, 277千円】

- ア 委員による日々の「農地の見守り」活動及び「仲間への声掛け」活動による、担当地域の農地や農家の状況の把握を行い、当該活動内容を記録するとともに、関係機関と情報共有を図り、担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消等につなげる。
- イ 長崎市が策定する「地域計画」の対象となる農地の所有者等に対し、今後の経営意向などの調査を実施し、地域の協議の場で活用するために、調査結果を見える化した「目標地図の素案」を作成する。

【目標地図の素案】

農地の所有者等の、経営意向や、後継者の有無などの情報を反映させた目標地図の土台となるもの。



目標地図の素案のイメージ

【経営意向】

- 緑 : 規模拡大
- グレー : 現状維持
- 青 : 規模縮小
- 黄 : 経営移譲

(4) その他の活動（旅費、使用料及び賃借料ほか）【3, 603千円】

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金 ※1	地方債	その他 ※2	一般財源
千円 33, 909	千円 -	千円 8, 385	千円 -	千円 6	千円 25, 518

※1 長崎県機構集積支援事業交付金 及び 長崎県農地利用最適化交付金【補助率:定額】

※2 保険料個人負担金

農業委員及び農地利用最適化推進委員の主な業務

事 項	主な業務	
(1) 農委法第6条第1項に基づく業務 (農地法その他の法令による、農業委員会の権限事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月総会へ出席し、農地の権利移動や転用等の許可審議 ・農地の権利移動や転用等に係る現地確認 	
(2) 農委法第6条第2項に基づく業務 (農地等の利用の最適化の推進)	①担い手へ 農地利用の 集積・集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・農地所有者等への農地の意向調査 ・農地の出し手と受け手の調整 ・農地中間管理機構との連携活動 ・地域(集落)における話し合いへの参加 ※ 話し合いの場での中心的な役割を担う
	②遊休農地の 発生防止・ 解消	<ul style="list-style-type: none"> ・農地パトロール(農地利用状況調査) ※重点月間:8月 ・遊休農地の利用意向調査 ※重点月間:11月～2月 ・遊休農地の活用についての相談活動 ・非農地判断業務
	③新規参入の 促進	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者、新規参入者への相談活動 ・新規就農者、新規参入者の農地確保に向けて、農地所有者や地域との調整
(3) 農委法第6条第3項に基づく業務	<ul style="list-style-type: none"> ・農業一般に関する情報提供等 (農委だより発行、農業者年金普及推進 など) 	
(4) 農委法第38条に基づく業務	<ul style="list-style-type: none"> ・農地等の利用の最適化の推進に関する施策等について長崎市へ意見書を提出(年1回) 	

※ 表中の農委法 : 農業委員会等に関する法律